

強化委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）において、競技力強化を目的として設置する強化委員会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(基本活動)

第2条 強化委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 選手強化活動の企画・運営
- (2) 選手強化策の決定
- (3) 選手強化活動の点検と評価
- (4) 強化指定選手の選出に関する活動
- (5) 選手選考基準等の策定
- (6) その他、第1条の目的達成のために必要な活動

(委員)

第3条 強化委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

(委員の選出)

第4条

- 1 委員長及び副委員長は理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 2 委員は、理事、本協会所属のスタッフのうちから、理事会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 全ての委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。なお、委員は任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(委員会の招集)

第6条 強化委員会は委員長が必要に応じて招集するものとする。ただし、委員長に事故がある時

は、副委員長がその任を負う。

(委員会)

第7条

- 1 強化委員会が行う会議は、委員長、副委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。ただし、委員長が出席できない時は、副委員長がその任を負う。
- 2 強化委員会の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 強化委員会は原則として非公開とする。なお、委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(議事録)

第8条 強化委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は2022年10月31日より施行する。
- 2 この規程に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。